

新型コロナウイルス感染症神奈川県対策本部会議録（令和2年3月24日16時45分）

場所：災害対策本部会議室（第二分庁舎6階）

（副本部長（くらし安全防災局長））

それでは、ただいまから第2回新型コロナウイルス感染症神奈川県対策本部会議を始めます。初めに本部長からご挨拶をお願いします。

（本部長（知事））

お疲れ様です。本県では、緊急事態宣言の発動を可能とする新型インフルエンザ等対策特別措置法の改正を受け、法に基づく政府の対策本部の設置を待たず、16日に新型コロナウイルス感染症神奈川県対策本部に体制を移行し、新型コロナウイルス感染症への対策を強化しました。そうした中、19日に国の専門家会議から、密閉、密集、密接という3つの条件が重なる場を避ける努力を続けなければ、爆発的感染拡大が起こりかねない、などの見解が示されました。総理からも、瀬戸際は続いており、オーバーシュートへの強い危機感を持たなければならないとの発言がありました。

本県は、今のところ爆発的に感染が拡大している状況ではありませんが、万が一、オーバーシュートになった場合でも、しっかりと医療を提供できる体制を確保していくことが急務だと考えています。そこで19日に、国の専門家会議の見解公表に先駆け、県感染症対策協議会を開催し、専門家の意見を伺いながら、県として、オーバーシュートに対応する医療供給体制を検討してきました。本日、第2回本部会議では、感染拡大防止を図るための県の基本方針と、入院医療提供体制、さらにはこうした対策を徹底するための本部の運営体制について協議し、認識の共有を図りたいと思います。現状では、オーバーシュートを避けるための感染拡大防止の継続、県民や事業者の生活の安定、そして、万が一に備えた医療供給体制の確保に全力で取り組むことが重要です。全庁で、新型コロナウイルス感染症への危機感を共有し、職員ひとり一人が、県民の安心と安全を守るという、強い気持ちで対応することをお願いして、会議開催の挨拶とします。

（副本部長（くらし安全防災局長））

ありがとうございました。それでは議事に入ります。本日の議題は4点です。

議題1の国の動向ですが、参考資料1の専門家会議が取りまとめた「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言」は説明を省略しますので、後ほどご覧ください。

議題2「新型コロナウイルス感染症拡大防止に向けた県の基本方針について」、資料1をご覧ください。3月11日の危機管理対策会議で、県の基本方針を3月末までを延長することにしましたが、今回それを改定するものです。県では2月26日から3月末までを対象期間として取り組んできましたが、国は3月20日、密閉・密集・密接の3条件が重なる場を

避ける行動を継続すること、大規模イベントについて、主催者はリスクを判断して慎重な対応を求める旨の考え方を示しましたので、県の方針を4月24日まで延長したいと考えています。4月24日というのは、ゴールデンウィークの大型連休前の金曜日です。

次に、イベント等の実施の扱いについて、別添資料2をご覧ください。イベント等の実施の扱いについても、対象期間を4月24日まで延長するとともに、イベントを開催する場合の感染症拡大予防対策として、3月19日の専門家会議で示された見解を踏まえ、「人が集まる場の前後も含めた適切な感染予防対策」、「密閉、密集、密接場面など、クラスター感染発生リスクが高い状況の回避」、「感染発生の場合の参加者への確実な連絡と行政機関による調査への協力」にも配慮しながら、イベントを行う場合にはしっかりと対応していく、ということを表記しました。

続いて、資料1の2「県立学校向け対策について」、教育部からお願いします。

(教育部(教育長))

県立学校向け対策の1つめに、入学式を加えました。従前から卒業式等の中に入学式も含まれていましたが、時期を踏まえて記載しました。

2つめ、本日付けで文部科学省から学校における教育活動の再開等についてというガイドラインを収受しました。このガイドラインを踏まえ、学校の再開に向けて必要な準備を進めています。そして今後の国の対応や、県内の感染状況、学校の事務状況等を踏まえて、3月末までには再開の時期等を判断したいと考えています。再開の時期は、時差通学、短縮授業、分散登校、などの方法も含めて判断したいと考えています。こうした内容の通知を本日付けで県立学校長、市町村教育委員会宛てに発出する予定です。

別添資料1の1は、「県立学校における教育活動の再開」です。2は、県立の社会教育施設は3月末まで休館としていましたが、4月以降も当分の間、休館を継続し、再開の時期については別途判断します。社会教育施設関係については、記者クラブへ参考送付します。

(副本部長(くらし安全防災局長))

ありがとうございました。議題の2について、県の基本方針を4月24日まで措置を延長し、県立学校向け対策については、教育委員会の報告のとおり対応したいというものです。ご意見はありますか。

本部長、原案通りでよろしいでしょうか。

(本部長(知事))

了承しました。

(副本部長(くらし安全防災局長))

ありがとうございます。それでは、基本方針については3月24日付けで改定し、資料1

のとおり対応したいと思います。

続いて、議題3の入院医療提供体制等の整備について、資料2に基づいて健康医療局からお願いします。

(副本部長 (健康医療局))

「新型コロナウイルス感染症の患者数が大幅に増えたときに備えた入院医療提供体制等の整備について」という、3月19日付け厚生労働省事務連絡の内容を説明します。

2ページをご覧ください。趣旨として、今回の感染症のピーク時を見据えて、早急に体制整備を進めていただきたい、また入院医療提供体制等の整備のために、今から実施すべき準備・対策を具体的に示す、などが記載されています。

3ページをご覧ください。「医療提供体制等を整備する際の基本的な事項について」、病床の確保や、患者の受け入れ調整は、都道府県での対応を基本とする。そして、患者を重点的に受け入れる「重点医療機関」を各都道府県に設定するというものです。

4ページをご覧ください。「都道府県調整本部等の設置について」です。都道府県調整本部の役割は、県内の患者受入れや搬送を調整で、各種専門家への参加要請、県域を越えて患者の受入れを調整する「広域調整担当者」の配置、搬送調整の中心となる「患者搬送コーディネーター」の配置、DMATメンバーの参画などが想定されます。また、厚生労働省には、「広域調整本部」の設置を検討するというものです。

5ページ「シナリオに基づくピーク時の医療提供体制の整備について」です。都道府県別の推計を行い、受入準備を行うもので、県内の推計についてはグラフのとおり、ピーク時の人数は、外来が30,000人程度、入院が14,500人程度、重症が491人とされています。この推計に沿って新型コロナウイルス感染症患者の受入れ病床の確保を行い、「重点医療機関」を設定することが定められています。

6ページ、ピーク時の「重点医療機関」の順番ですが、一番目として全医療機関の感染症病床、二番目として感染症指定の一般病床や新型コロナウイルス感染症の受入れをしている一般病院、三番目は新型インフルエンザ患者入院医療機関の中の協力医療機関、そして公立・公的医療機関、という順番で組まれています。

7ページ、無症状者及び軽症者の自宅での安静・療養について、宿泊施設等を利用することも検討する、とされています。

8ページ、「医療従事者の確保」です。感染症の治療にあたる医療従事者の確保と把握を行うとされています。内容は、一般医療機関に勤務している医療従事者の派遣、現在医療機関に従事していない医師・看護師・臨床工学技士等の把握、臨時の職務復帰による医療従事者の確保、過去にECMO（体外式模型人工肺）という非常に高度な医療機器の管理経験のある看護師や臨床工学技士等について把握することです。また、診療による新型コロナウイルス感染症患者との接触について、診療に携わった場合であっても濃厚接触者に該当せず、他の疾患の患者の診療棟を行っても差し支えない、という取扱いの周知を求められている

ところでは。

9 ページ「搬送について」です。重症の患者は医師の同乗が必要なため、病院救急車やドクターカーでの搬送、それ以外の軽症の方などは保健所の所有する車両、民間救急車、消防機関の救急車を要請することを想定されています。また患者収容型のDMATカーでの搬送や自衛隊に協力を求めることも検討するとされています。そして、市区町村や都道府県域を超えた広域搬送を前提に、県の調整本部や広域搬送調整本部を中心に手段、体制についての事前の協議及び周知を徹底する、とされています。

10 ページ「医療物資関係について」です。県において随時ニーズを把握した上で、必要な医療機関を対象に優先配布するなど適切かつ重点的な配分の仕組みの検討を求められています。

11 ページ目には、調整本部について、「広域調整本部」、「都道府県調整本部」、「重点医療機関」の位置付けが示されています。この「都道府県調整本部」に該当する組織を設置するため、県対策本部の統制部を統制部（調整本部）と統制部（くらし安全防災本部）の2つに分け、統制部（調整本部）の「医療提供部門」は都道府県調整本部の役割を担い、その他「総務部門」「企画調整部門」「県民対応部門」からなる、という形に改組したいと考えています。

（副本部長（健康医療局））

補足します。説明のとおり、今後、医療機関の調整等に非常に多くの業務が発生することが見込まれています。資料の5ページに「シナリオに基づくピーク時の医療提供体制の整備について」とあり、厚生労働省から示された計算式に基づく、ピーク時に神奈川県内でどれだけの患者が発生するかという試算です。これは公衆衛生上の対応を行わなかった場合に、このくらいが想定（推計）されます。当然、そうならないように県としても取り組んでいます。ピーク時に備えて医療提供体制をしっかりと構築していかなくてはならない中で、統制部（調整本部）が非常に大きな役割を果たすこととなります。既に何度か追加で各局から職員の派遣のご協力をいただき感謝していますが、今後さらにそうしたお願いをすることもあろうかと思っておりますので、引き続きご協力をお願いします。

（副本部長（くらし安全防災局長））

ありがとうございました。健康医療部から説明に関してご意見等はございますか。
本部長から何かございますか。

（本部長（知事））

オーバーシュートが起きると、医療崩壊に繋がりがねないため、厚生労働省から入院医療提供体制等の整備について事務連絡が出されました。医療崩壊は、なんとしても避けなくてはなりません。そのため、新型コロナウイルス感染症患者を集中的に受け入れる重点医療機関や専門的な病院の設定など、早急に医療提供体制の調整を進めていきます。この体制につ

いては、3月25日に記者発表をする予定で、調整を進めます。

こうした対策を講じていくためにも、医療関係者、市町村、そして県民の皆様のご理解、ご協力が何より重要です。現状を踏まえた危機感を県民の皆様や医療関係者とも共有して、一丸となって、医療崩壊を食い止めるよう取り組みたいと思います。

(副本部長 (くらし安全防災局長))

ありがとうございました。それでは資料2についてはここまでとし、議題4の「各部の取組」について資料3に沿って報告します。

(統制部)

消費生活課よりコロナウイルスに便乗した悪質商法への注意を呼び掛けています。また、全国知事会の危機管理・防災特別委員会の委員長として全国知事会の要望活動など様々な対応を行っています。

(総務部 (総務局長))

下線部が前回からの変更点です。既に通知を発出していますので、説明は省略します。

(スポーツ部 (スポーツ局長))

県立スポーツ施設の屋内施設は、利用休止期間を延長します。

また、4月にリニューアルオープン予定のスポーツセンターも、当面は屋外のみ利用とします。

(福祉子どもみらい部 (福祉子どもみらい局長))

「1. 社会福祉施設等への対応」で、国が布製マスクを一人ひとりに行き渡るように配布するので、県で具体的な配布方法を調整しています。

私立学校への対応として、文部科学省の通知を私立学校へお知らせしています。

予算の確保として補正予算を計上しています。また保育所、放課後児童クラブは、国の交付金を活用し市町村が予算確保することになっていますので、県は、国と市町村の調整をしています。私立幼稚園は、既決予算で調整しています。

(産業労働部 (産業労働局長))

2月には中小企業に対する配慮を大企業にお願いしています。3月には、内定取消しや雇い止めという問題に対して、雇用への配慮等を経済団体に要請しています。

経営相談窓口への相談件数は1,321件となっています。

特徴的な相談として、「トイレ・バス・キッチン用品が中国から入荷しないので、引き渡しができず、工事代金が入らない」という声が建設業界から来ています。

「3 県内中小企業に対する金融支援」ですが、補正予算で制度融資の信用保証料補助の拡充を計上しています。特に新型コロナウイルス対策融資（4号別枠）と新型コロナウイルス対策特別融資（危機関連保証別枠）は、信用保証料を不要とするものになっています。

（副本部長（くらし安全防災局長））

その他、資料の提出のないところでご発言があれば、お願いします。

（企業部（公営企業管理者））

県営水道では、国からの要請を踏まえ、新型コロナウイルスの影響により水道料金の支払いが困難になった方に対して、支払いの猶予を行います。詳細は、3月25日に記者発表します。

（副本部長（くらし安全防災局長））

予定されていた議題は以上でございます。

本部長から何かございますか。

（本部長（知事））

予定されていない話ですが、東京都の小池知事が首都封鎖もあり得ると仰ったことについて皆さんの意見をうかがえますか。

（教育部（教育長））

現実問題として、神奈川県内から東京都へ通勤・通学している数を考えていくと、具体的に東京を封鎖した場合の経済的・社会的な問題を詰めていく必要があると思います。特に、学校は都内に通っているお子さんも多い。そうした日常的な社会活動を止めるのか、止めないのか、その辺りがポイントだと思います。

（副本部長（くらし安全防災局長））

他にいかがでしょうか。

（副本部長（首藤副知事））

極めて論点の多いテーマですので、整理したいと思います。経済的な問題と公衆衛生的な問題のバランスは、大きな論点だと思いますが、それ以外に感染拡大防止の有効な手立てというのが、マクロマネージメントで首都をどうするのか、マイクロマネージメントである密集・密着・密閉をどうするのか、というようにマクロマネージメントとマイクロマネージメントをどのようにバランスしていくのかが極めて大きな論点であると思います。それに、ある種の強制力を持たせるのかというのが緊急事態宣言との関係になると思いますが、

緊急事態宣言後の対応なのか、緊急事態宣言前の呼びかけレベルの話なのかも論点になると思うので、東京都で色々な考えがあると思いますが、神奈川県では都市部と郊外の地域の格差が非常に大きいので、ある程度の見積りも必要だと思います。

(本部長 (知事))

東京都単独での封鎖というのは有り得ないと思います。東京と神奈川というのは、ある種、一体的です。大阪と神戸以上に巨大です。海外では、パリやイタリアのような戒厳令を出しているので、首都封鎖ということも全くの絵空事ではないとは思いますが、しっかり連携しながら、同じ思いでいたいので、東京都としっかり情報共有しながら、やっていきたいと思っています。

今日の議論のテーマが、厚生労働省の方針を受けた形で医療崩壊に結び付かないようにすることが中心でしたが、そのほかにも非常に大きな問題もありますので、しっかりと機敏に対応していきたいと思っています。

(副本部長 (くらし安全防災局長))

ありがとうございました。本部長から指示のと通りの対応をよろしくお願いします。

以上をもちまして第2回の対策本部会議を終了します。ありがとうございました。